

提出内容

受付番号	201601150000362909
提出日時	2016年01月15日17時43分

案件番号	620215020
案件名	総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書(案)に対する意見募集
所管府省・部局名等	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再エネ報告書担当
意見・情報受付開始日	2015年12月15日
意見・情報受付締切日	2016年01月15日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>・該当箇所 8ページ (3) 送配電事業者による買取義務等を通じた広域融通等</p> <p>・意見内容 FIT電気の買取義務者を送配電事業者のみとすることに反対である。 従来どおり小売事業者が特定契約を締結できるようにし、そのうえで、送配電事業者も買取義務者に加えるのが相当である。</p> <p>・理由 小売完全自由化に対する需要家(消費者)の期待は、調達された「電力の由来を知る権利」が保障され、その情報を含めた総合的な情報から自由意志によって電力会社の選択ができるようになることである。これを買取義務者を送配電事業者のみにしてしまうことは、この重大な情報が失われ、上記の需要家(消費者)の権利を侵害してしまうことになる。 報告書案では「(2)発電事業者と小売事業者との間で合意が成立している場合には当該小売事業者に引渡す」ことも認めるべきとの追記があるが、それならば何故わざわざ送配電事業者のみを買取義務者としようとするのか論理的な理解に苦しむ。 単純にFIT電力の買取義務者は、小売電力事業者ならびに送配電事業者とするのが一般的に理解されやすい。</p>
------	--